

平成25年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第370号貸金請求控訴事件 (原審・大阪簡易裁判所平成24年(ハ)第34469号)

口頭弁論終結日 平成25年9月20日

判 決

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

控 訴 人 株 式 会 社 ギ ル ド
同代表者代表取締役 中 野 大 輔
同代理人支配人 西 川 賢 二

被 控 訴 人
同訴訟代理人弁護士 南 善 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

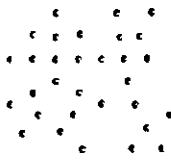
事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、93万2286円及び内36万5533円に対する平成24年11月22日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である控訴人(当時の商号はトライト株式会社)が、被控訴人に対し金銭を貸し付けたとして、被控訴人に対し、金銭消費貸借契約に基づき、貸金残元金36万5533円、平成24年11月21日までに生じた約定遅延損害金56万6753円及び前記残元金36万5533円に対する同月



22日から支払済みまで利息制限法所定の制限利率の範囲内である年26.28パーセントの割合による約定遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、被控訴人の消滅時効の主張を認め、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

1 当事者の主張は、原判決2頁16行目「よって、被告は、原告に対し」とあるのを「よって、原告は、被告に対し」と改めるほかは、原判決「第2 事案の概要」1ないし4のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の主張

(控訴人の主張)

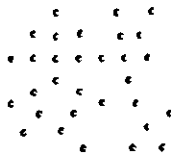
被控訴人の本件支払は、債務の承認に該当するところ、被控訴人が主張する控訴人従業員が被控訴人に対し威圧的な態度で返済を迫ったという事実は存在しない。

控訴人が被控訴人の勤務先へ連絡をしたのは、被控訴人が自宅電話や携帯電話番号を告げなかったことから、他に合理的に連絡する方法がなかったためであり、控訴人従業員は、被控訴人から携帯電話番号の届けを受けてからは勤務先への架電は一切行っていない。また、控訴人従業員は、被控訴人の勤務先の従業員に対して消費者金融であることは言っていないし、被控訴人に対し、返済をしなければ、差押えや勤務先に対する再度の架電をするなどと言った事実もない。

債務不履行に対して、正当な取立行為を行ったにも係わらず、債務者が「恐怖を覚えた」「脅迫された」と主張し、それが認められるならば、もはや取立は裁判等の法的な手段でしか行えなくなり、あまりにも不合理である。

したがって、信義則に照らし、被控訴人が、もはや、消滅時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が控訴人に生じたとはいえないとして、被控訴人に消滅時効の援用を認めた原審の判断は不当である。

(被控訴人の主張)



控訴人従業員は、被控訴人の勤務先に、借金の督促電話であることを明確に告げた上で、頻繁に架電を続け、被控訴人の職場内で被控訴人が貸金トラブルを抱えていることを周知させ、被控訴人を心理的に追い込んだ。

また、控訴人従業員は、一括での返済ができなければ、差押えや勤務先への再度の架電を行うことを電話で伝えた上で、借りてでも一括で返せなどと威圧的言動をもって執拗に返済を迫ってきた。

このような事情を踏まえると、控訴人は、被控訴人が時効制度について無知であることを利用して僅かな金銭を受領することにより時効による債務の消滅を阻止することを意図したものであり、被控訴人が控訴人に対して本件支払をしたのは、控訴人従業員から威圧的言動を用いて残債務の一部の支払を迫られ、恐怖心を抱いたことが原因であるといえる。

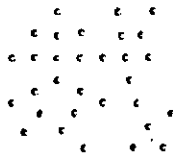
そうすると、本件では、信義則に照らして、被控訴人が本件消滅時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が控訴人に生じたとは到底評価できないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実については、原判決3頁24行目「(甲1, 4, 5, 8, 9, 被告本人に対する書面尋問の結果)」とあるのを「(甲1, 4, 5, 8, 9, 被控訴人本人に対する書面尋問の結果。ただし、甲8, 9は、被控訴人の供述と反する部分を除く。)」と改めるほかは、原判決「第3 争点に対する判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点に対する当裁判所の判断

(1) 時効の完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後は債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であるし、このように解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するも



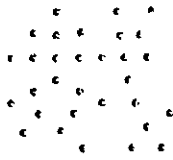
のではない（最高裁昭和41年4月20日大法廷判決民集20巻4号702頁参照）。

もっとも、上記法理は信義則に基礎を置くものであるため、債権者及び債務者の各事情を総合考慮の上、信義則に照らして、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が債権者に生じたとはいえないような場合には、債務者にその完成した消滅時効の援用を認めるのが相当といわなければならない。

- (2) 控訴人は、控訴人従業員において、被控訴人が主張するような威圧的態度や脅迫的な言動をした事実はない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実及び証拠（甲5、乙1）によれば、被控訴人は、分割返済の方法について控訴人との間で合意ができていないにもかかわらず、控訴人従業員からの電話を受けた翌日である平成24年11月6日及び同月8日、金銭的に余裕がない中で立て続けに5000円、1万円と入金していること、同月8日以降もさほど親交のない近所の住人に借金を頼むなど金策をしていたこと、被控訴人は、同月5日から同月13日までの間、控訴人に対し9回も電話をかけ、入金や金策等についてその都度報告をしていたこと、被控訴人は、控訴人従業員に対して金策中であるとの報告をした日の翌日である同月14日に弁護士に相談をしたことなどを総合考慮すれば、被控訴人が切迫した心理状態のもとで本件支払をせざるを得なかったことが推認され、控訴人従業員において威圧的態度や脅迫的な言動があった旨の被控訴人の供述は信用でき、これと矛盾する控訴人従業員の供述は信用することができない。

- (3) 本件支払に至る経緯は前記認定事実のとおりであるところ、本件では、控訴人従業員が、被控訴人に対し、脅迫的な言動を用いて本件金銭消費貸借契約の残債務の一部支払を迫り、その結果、被控訴人が恐怖心を抱いたために本件支払をしたものであること、本件支払の回数も2回と少なく、そ



の金額も合計1万5000円にすぎず、90万円以上ある残債務額に比してかなり低額にとどまることなどを考慮すると、信義則に照らし、控訴人において、被控訴人がもはや時効を援用しないとの保護すべき信頼が生じたとはいえず、被控訴人に消滅時効の援用を認めても控訴人の信頼を害するとはいえないから、本件支払によって被控訴人が消滅時効の援用権を喪失したということとはできない。

(4) そうすると、本件金銭消費貸借契約の残債務は、被控訴人による消滅時効の援用により消滅したということができる。

3 以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官

小 野 寺

優 子

裁判官

長 谷 川

利 明

裁判官

多 田

真 央

これは正本である。

平成 25 年 10 月 25 日

大阪地方裁判所 第9民事部

裁判所書記官 阪本

